

# 仕 様 書

- 1 件 名 長期継続契約盛岡市農業委員会情報化支援タブレット貸借契約
- 2 契約期間等
  - (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和11年6月30日まで
  - (2) 準備期間 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで
  - (3) 貸借期間 令和7年7月1日から令和11年6月30日まで
- 3 納品場所 盛岡市農業委員会事務局
- 4 調達機器の内容  
本契約の調達機器は次のとおりとする。なお、詳細は別紙「機器内訳書」のとおりとする。
  - (1) タブレット端末 21台
  - (2) 附属品 21式
    - ① USBケーブル及びUSB電源アダプタ
    - ② タブレット本体カバー
- 5 タブレット端末の初期設定作業等の実施  
タブレット端末の初期設定に必要な事項については、本市と協議し設定作業を行うこと。
- 6 納入
  - (1) 納入期限は6月30日までとする。ただし、納入が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
  - (2) 納入の際は、発注者が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、発注者の検査を受けること。
  - (3) 不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。
- 7 貸借料の支払い  
本契約に係る一切の経費（調達、納入、設定、保守対応、諸経費等）の総額を、貸借期間の貸借料として、48か月の均等払いとし、月額で契約する。
- 8 貸借期間終了後の取り扱い
  - (1) 貸借期間の満了時は、貸借物件を受注者が利用場所から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、発注者の求めがあれば、貸借期間の満了前であっても発注者の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。
  - (2) 貸借物件を回収する際の記録されている電子情報の消去については、別途発注者と協議すること。
- 9 その他  
その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定すること。